

中国は、外国仲裁機関に対して門戸を開放しつつあるのか？

以前より、当事務所ではニュースレターにおいて外国仲裁機関に対する中国の厳しい姿勢について取り上げてまいりました¹。事実、これまで中国の裁判所は中国本土が仲裁地であった場合、中国本土の仲裁機関以外の仲裁機関による判断の認知および執行を行うことに消極的だったと言えます²。

しかし、最近では浙江省の寧波市中級人民法院における事件（以下、「寧波事件」といいます）³における判決により、中国が海外仲裁機関へのアプローチを軟化させているのではないかとの意見が出始めています。今回のニュースレターでは、この寧波事件が中国における仲裁の新しい時代の幕開けを意味するのか、あるいは同事件の判決の重要性が過度に強調されているだけなのか、という点について分析いたします。

外国仲裁機関に対する中国の従来のアプローチ

従来中国の裁判所は、紛争が国内案件か国際案件であるかにかかわらず、中国を仲裁地とする仲裁を有効に執り行うことができるのは中国の仲裁委員会（例：CIETAC⁴ または BAC⁵）のみであるという立場をとってきました⁶。

これにより、当事者らが SIAC、HKIAC や ICC⁷ などのような非中国系仲裁機関を選択した場合には、仲裁合意および仲裁判断が中国の裁判所によって無効であると判断されるリスクを負うことになります。

これにもかかわらず、紛争を中国において海外の仲裁機関によって解決することに合意する当事者は依然存在しますし、ICC が中国を仲裁地とした仲裁のモデル条項を発行していることも事実です⁸。しかし、実際に中国が外国仲裁機関による仲裁判断の認知・執行を行う用意があるかについては明らかに議論の余地があります。

寧波事件

寧波事件では、中国を仲裁地とした ICC 仲裁案件でスイスの申立人の主張が認められた後、中国側の被申立人が中国において ICC は有効な仲裁判断を下すことができないとの主張を理由に仲裁判断の執行に異議申し立てを行いました。また、被申立人は当事者らの真の意図は紛争を CIETAC に付託することであったとの主張を行いました。

しかし、寧波市の裁判所は被申立人の仲裁判断の有効性に対する異議申し立てを棄却しました。理由としては、中国法では仲裁合意の有効性に関する異議申し立ては全て最初の仲裁審問の前に行うよう定められており、今回の事件では被申立人が仲裁手続き期間中に異議申し立てを怠っているとの判断が示されています。というわけで、同裁判所は、中国を仲裁地とし、ICC によって執り行われた仲裁の判断であったにも拘わらず、これを支持し、執行したという結果となりました。

ご住所・連絡先に変更がある場合はお手数ですが、peter.godwin@herbertsmith.comまでご連絡ください。

配信停止をご希望の場合は[こちら](#)をクリックしてください。

本稿の内容またはその他御社の事業に係る法的事項につきご質問がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

Contacts



ピーター・ゴッドウィン
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: peter.godwin@herbertsmith.com



ドミニク・ラウトン
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: dominic.roughton@herbertsmith.com



デイヴィッド・ギルモア
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: david.gilmore@herbertsmith.com



ガヴィン・マーゲットソン
シニア・ソリシター

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: gavin.margetson@herbertsmith.com

¹ 例：「中国における仲裁条項の有効性の問題」、ハーバート・スミス紛争解決ニュースレター第 46 号（2006 年 6 月、[こちらのリンク](#)をご参照下さい）。尚、同ニュースレターにおける中国とは中国本土（台湾、香港およびマカオを除く）を意味することにご留意下さい。

² 「仲裁地」とは仲裁の法律・手続き上の本拠地です。仲裁にかかわる手続きの多くは仲裁地の国の法律が適用され、当事者が適用の除外に合意したにもかかわらず、かかる法律が適用となる場合もあります。

³ *DUFERCO S.A. v. Ningbo Arts & Crafts Import & Export Co., Ltd.*、寧波市中級人民法院（2009 年 4 月 22 日）

⁴ 中国国際経済貿易仲裁委員会（The China International Economic and Trade Arbitration Commission.）

⁵ 北京仲裁委員会（The Beijing Arbitration Commission）

⁶ さらに、中国を仲裁地とする「アド・ホック」仲裁（仲裁機関によって執り行われるのではなく、当事者らと仲裁廷によって決定行われる仲裁）は中国法では有効ではありません。

⁷ シンガポール国際仲裁センター（The Singapore International Arbitration Centre）、香港国際仲裁センター（The Hong Kong International Arbitration Centre）国際商業会議所国際仲裁裁判所（The International Court of Arbitration of the International Chamber of Commerce）

⁸ <http://www.iccwbo.org/court/arbitration/id4090/index.html>

寧波事件の影響

さて、寧波事件の判決は、中国の裁判所が今後中国で海外の仲裁機関によって行われた仲裁の有効性を認めるようになることを示唆するのでしょうか？

現在中国の仲裁弁護士の間で優勢な意見は、「まだその段階には到っていない」というものです。寧波市の裁判所の判決はあくまで手続き上の観点(被申立人が仲裁の有効性に対する異議申し立てを仲裁手続き中に行わなかったこと)に基づいて下されたものであり、ICC が中国において行った仲裁が有効であるかという点についての判断は示されていません。実際のところ、同裁判所は当初仲裁合意が無効であることを理由に仲裁判断の執行を認めない考えでいたようですが、申し立ての棄却を決定したことにより、制度上この事件は浙江省高級人民法院に付託されることとなり、同高級人民法院が上記のような手続き上の理由により仲裁判断が執行されるべきとの判断を下したため、中級裁判所である同裁判所は、これに従った判決を下さざるを得なかったというのがその真相のようです。

寧波事件の判決は以前 Zueblin 事件⁹において下された判決と対照的であると言えます。Zueblin 事件においては、「ICC 仲裁規則」に基づいた仲裁を定めた仲裁合意の有効性が被申立人によって争われ、被申立人の主張が認められました。中級法院は判決の理由として、問題となった仲裁合意には仲裁委員会に関する記載が十分に明確な形で行われていなかったとの判断を示し、同判決は後に最高人民法院の支持を得ました。中国を仲裁地とする ICC 仲裁のモデル条項における記載が ICC 本体ではなく、「国際仲裁裁判所」と表示されているのはこのような経緯によるものです。しかし多くの評論家は、Zueblin 事件の判決は、中国において ICC およびその他の外国仲裁機関による仲裁判断が中国の裁判所によって執行されないこと(少なくともそのリスクが非常に高いということ)の証明であるとの見方をしています。

現状において、上記 ICC モデル条項の採用や、中国を仲裁地とした外国仲裁機関による仲裁を定めた一切の条項の起草は大きなリスクであると言えるでしょう。寧波事件における判決は、このようなリスクに大きな影響を与えるものではありません。

実務上の助言・結論

中国を仲裁地とする仲裁合意が有効であることおよび仲裁判断が執行可能であることに対する疑いの余地をなくすために、当面の間は下記の対策を取ることが推奨されます。

1. 当事者らが仲裁地を中国とすることを希望する場合には、仲裁合意に仲裁が中国本土の仲裁委員会(例:CIETAC または BAC)によって執り行われる旨記載されていることを確認する。
2. 当事者らが中国本土で仲裁審問を行うことを希望するものの、中国本土の仲裁委員会を利用したくない場合には、仲裁合意に非常に明確に仲裁地は中国本土以外(例:香港またはシンガポール)であり、審問が中国本土(できれば市を特定)で行われる旨の表示を行う¹⁰。

⁹ Zueblin International GmbH v Wuxi Woco-Tongyong Rubber Engineering Corporation、無錫市地方人民法院(2003年4月29日)および無錫市中級人民法院(2006年7月19日)。

¹⁰ 但し、当事者らが中国本土以外の仲裁地を選択するに関しては、法的・手続き上の制限が加わる可能性があることに留意下さい。詳細については、当事務所発行のガイドブック *Dispute Resolution and Governing Law in China-related Commercial Contracts* (こちらのリンクをご参照下さい)にて解説させていただいております。

過去 12 ヶ月のバックナンバー

2009年4月
判例法に基づく訴訟で用いられる裁判費用負担に関するテクニック

2009年5月
金融危機における詐欺行為対策

2009年6月
サウジアラビアの法制度について

2009年7月
国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG):パートII

2009年8月
国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG):パートIII

2009年9月
「重大な契約違反」による契約の解除:アップデート

2009年10月
インドにおける仲裁の動向—新時代の幕開けか

2009年11月
免責条項パートI:契約作成のヒント

2009年12月
免責条項パートII:最近の動向

2010年1月
誠実交渉義務に関する直近の動向

2010年2月
エネルギー憲章条約を取りまく直近の動向

2010年3月
日本における循環取引

本稿は法的助言を構成するものではなく、またそのような目的でこれに依拠すべきではありません。具体的な事案につきましては、必ず個別にご相談ください。

ハーバート・スミス、グライス・ルッツとシュティツペはそれぞれ独立した法律事務所として、正式な提携関係を結んでおりません。

〒107-6241
東京都港区赤坂 9-7-1
ミッドタウンタワー41階

© Herbert Smith 2010